

第3回環境被害に関する国際フォーラム

パネルディスカッション

将来の課題と国際連携

<パネラー>

花田 昌宣 (熊本学園大学水俣学研究センター)

フォ ダイシャン (淮河水系生態環境科学研究センター)

ジュデイ ダ シルバ (グラッシーナロウズ)

チェ イェヨン (大韓民国政府機関社会的惨事特別調査委員会副委員長)

齋藤 恒 (新潟勤労者医療生活協同組合木戸病院名誉院長)

花田 昌宣：

最後のセッション、これからの1時間半については、何もシナリオを用意していません。自由にディスカッションする場所、時間と考えています。目的としては国際的な連携、連帯をどう作っていくかというのをディスカッションしましょうということです。

ただその前に、私の方から一つだけ問題提起というか、この集まりの性格について発言します。皆さんご存じでしょうが、私どもは熊本学園大学水俣学研究センター、大学の研究者であります。ところが、特に私について、それから原田正純先生についてもそうなのですが、研究者といわれるだけではなく、社会運動家、あるいはアクティビストと言われ続けてきました。

何を問題とされたかということ、「原田正純は中立的ではない。だから学問的じゃない」と言われた。何で中立的じゃないっていったかということ、「患者の側に立ちすぎる。被害者の側に立ちすぎる」というふうに言われていたんですね。私たち、水俣学研究センターも、そのように見られているかもしれません。

ただ、この今回の国際フォーラムを見ていただいて、聞いていただいて分かると思いますけれども、水俣も新潟も、そしてカナダも中国も韓国も、これだけの不正義が、これだけの不公正が、これだけのおかしなことが起きていて、それをおかしいといい、そこを通して公正と正義を求めていくということは、当たり前なことだと私は思います。韓国の加湿器殺菌剤の被害者に寄り添っていくことが、淮河の汚染の住民に寄り添うことが、そしてカナダ先住民の迫害を受けた人々に寄り添うことが正義なんじゃないでしょうか。そのことが公正なんじゃないか。何よりもそうしたことについて、お互いに認識を共有することが大事なんだろうというふうにして、あらためてこういう集まりを持てたことを誇りに思います。

さて、私の話はここまでにしておいて、私の方からそれぞれに一つずつ質問をしてスタートにします。中国のフォ ダイシャンさんに一つ質問をします。先ほども話が出た重金属の

汚染、そしてその処理の問題をどう考えていくのか。特に汚泥ですよ。それをどこへ処理するのかということを知りたい。というのは、たくさん工場があり、汚染源は分かった。被害民もいて、癌の村の住民がいて、それに対する修復、リハビリもされようとしている。じゃあ環境を修復していく、そして社会を修復していくってというのはどういうことか。そのことを知りたいなと思っています。

カナダのジュディさんには、河川をきれいにしていく、浄化していくということについてお尋ねします。「予算は付いたけど出来そうもない」というのが、マーヴィンさんの話だったかと思いますが、あらためて、あのイングリッシュ・ワビグーン・リバーをきれいにしていくということはどう考えているのか、意見を聞かせてください。ジュディさんにはもう一つ聞きたい。先ほど、ドナ マーグラールさんの方からも出たんですが、若者の問題。今日ここに、グラッシーの若者が来ていますけれども、問題が多そう。じゃあ次の世代の、あるいは更に次の世代の若者について、グラッシーナロウズのコミュニティとして、どういうふうにしていくのか。ジュディさんにはお考えがあると思うので聞かせてください。

そして、韓国の潜在する被害者が50万人というお話でした。これは補償を受けて認定されている数にすれば、あまりにも大きいと思います。この50万人について、どのように被害の回復をなさっていくと考えておられるのか。そんなことを聞かせていただければ、ということを取りあえずの皮切りにします。

フォ ダイシャン：

まず重金属の処理については、南京大学の工学部でも回収利用の技術が開発されていると聞いています。例えば製造過程において利用するクロムについても、現在回収利用、再生の技術がありますので、こうした技術を使って環境に排出しないということは考えられると思います。

それから、今、村で建設をしている、生物浄化装置の汚泥処理の方なんですけれども、そちらの方も、環境中に排出するのではなくて、回収をして、そして第三者の専門的な機関に委託をして処理をするということが考えられるかと思っています。今、政府の事業で淮河に近いある河川において、川の底に残った汚泥の浚渫を行っているようなんですけれども、まだ不徹底な状況であるかと思っています。そうした汚泥の浚渫を拡大していくといったことも求めています。

ジュディ ダシルバ：

まず最初の質問に対してですけれども、どのように川の修復が行われていくか、グラッシーそれからホワイトドックのエリアのイングリッシュ・ワビグーン水系ですけれども、北米では、実際に5万人の人と30年という年月が、川をきれいにするというプロジェクトに関わってきています。ミシガンなどでも、既に川がきれいになっているところがあります。今後、我々の地域がどのように変わっていくかというのは、まだまだ分からないのですが、2011

年、私は水俣に参りまして、水俣湾の状況を見ましたし、また水俣病資料館でもさまざまな学びをいたしました。そこで分かったのは、水俣湾には我々の川にあるよりも、もっともっと多くの水銀が捨てられていた、溜まっていたということです。それが人々の努力でだんだんにきれいになっているということを目の当たりにして、私の地域でも、今後大きな希望を持って臨んでいけると思っています。

それから2点目の若者と更にその将来についての思いですけれども、その点というのは、今まさに私が力を入れて活動しているところです。やはり私は、今の若者たちに我々の土地を伝統的に使ってきたように取り戻して使ってもらいたいと思います。水であり、森林であり、そしてそこにいる植物であり、動物たちであり、そういった自然環境と共生をしてほしいということです。だから川がきれいになっていくということは、まさにこの自然と共生する伝統的な生活を取り戻すことであると信じています。ですから、私たちは今、若者たちと私たちの伝統的な生活を取り戻すような訓練をまさにしているところ、ということです。

チェ イェヨン：

花田さんの方から、50万人をどうするのかという質問でしたが、これが一番大きな悩みです。被害者の究明なくして救済はありません。被害がどれだけなのか確認し、その健康被害に対してどういう対応をしていくのか、どういう支援をしていくのかということが重要なのですが、社会的にはマスコミの報道なくしては、被害者の届け出がない状態です。「自分が加湿器殺菌剤使用をしたのか、被害者なのか分からない」というような状態にあります。

政府は届け出が来るのを待っているという状態ですけれども、私どもはこれでは不十分だと考えて、自治体と協力して、モデル事業として被害者探しの活動をやっています。果たして被害者を探せるのか疑問半分、チャレンジ半分ということでやっていますけれど、このような試みについても、被害者の側から「被害対策が取られていない中で、被害者を探していったいどうするのか」という声があることも事実です。

花田 昌宣：

ここからは、それぞれフロアの方なり、皆さん方から、お互いに質問を出していただければと思います。はい、じゃあ山下さんと、スエミさん。

山下 善寛：

水俣病被害市民の会の山下と申します。色々なご報告ありがとうございました。まず中地先生の方から水俣の現状について話がありましたけれども、私は水俣病患者の救済と合わせて、自然環境の回復が大事じゃないかと思っています。そういった意味では、水俣湾と同じように、水俣川河口の八幡の残渣プールの問題が大事じゃないかと思っています。これについては、ぜひ関心を持ち続けていただきたい。これはお願いです。

質問です。韓国の加湿器のご報告の「今、我々は何をすべきか」という中で、「所得に応じて補償」という話がありましたが、対して新潟の齋藤先生が「一律の請求」という話をされました。水俣でも一律請求をして、それから判決でいろいろと差別されたという事を考えると、一律請求の方がいいんじゃないかというのが、質問です。これについてどう思うかというのですね。

それから、花田先生がお話されましたけれども、この第3回フォーラムの中で「今後に活かすためにどうすればいいか」という問題提起があったと思います。朝日新聞と学園大学で、アンケートを取ってらっしゃるわけです。水俣病が公害として認められてから63年、国の公害認定から52年、今日は足尾銅山が閉じた日のようですけれども、今年水俣病の裁判を始めてから50年になるんです。日本全国、世界各国で色んな汚染があって被害が出ているけれども、解決に至っていないということを考えると、この貴重なアンケート調査を生かす必要があるのではないかと思います。

チョ スンミ：

水俣でも繰り返された、政府による安易な対応、遅い対応ということが、韓国でも見られたわけですが、企業が責任を取らず、被害者が悔しい思いをしているということも同じです。被害者と認定するのは当然ですし、経済的な困難の中、治療に対しても補償するのは当然です。私が「所得に応じた」という表現をしましたが、その所得ってというのは何かということなんです。一生における勤労所得の補償、それから治療費の補償、そして基本的に生活できる生活費、それをまとめて「所得」という言い方をしました。だから、ある程度生活し、治療を受けて暮らせるだけのものを補償すべきだ、という言い方で理解していただければと思います。

チェ イェヨン：

付け加えますと、現在韓国政府のやっていることは、「補償」ではなく「救済」だということです。韓国政府とそれから企業が基金として出したもので構成されている「救済」の項目は、治療費と死亡した場合の葬祭料を払う程度です。チョ スンミさんの場合、企業の経営者として経済活動をされていたわけですが、これが加湿器殺菌剤を使うことによって病気になり、それまでの生活が全て破綻したという状態です。そういう意味で、経済的な活動をしてきた人が、全て失って、治療費の補償を受けるだけだ、という中で出てきた発言というふうに理解していただければと思います。

佐藤 スエミ：

水俣病被害者互助会の佐藤といいます。水俣も水俣病という悲惨な公害が起きました。水俣では環境モデル都市と指定され、ごみ問題に取り組んでいます。燃えるごみや、リサイクルされるごみに分け、分別して私たちは出しています。フォさんが、環境問題にこれまでに

取り組まれてこられた活躍は、私は素晴らしいと思います。私もフォさんの考えと同じで、環境汚染は人体に害を及ぼすとおっしゃいましたが、まさにそうだと思います。

水俣病もそうです。メチル水銀により、水俣病は大きな被害をもたらしました。たくさんの人が亡くなり、たくさんの人が人生を狂わされました。私たち人間は、この地球に住んでいる以上は、この地球を守るため、もちろん人間を守るため、あらゆる生き物を守るため、環境汚染に目を向けて、努力していかなければならないと思っております。

花田 昌宣：

もう一度、皆さま方、発言、質問のある方お願いします。じゃあ、齋藤先生。

齋藤 恒：

損害賠償について、あまりにもおしとやかと言いますか、慎ましい様子で、びっくりするんですけども、本来補償というのは、その人が病気にならなかつたら得られたであろうものを補償する「逸失利益」というのが本来のあり方ではないでしょうか。専門医と法律家と一緒にあって水俣を論じたことがありますけど、その時に法律家は「交通事故も1億を超えるようなが多くなっている時代に、もっと補償料を本気になって検討すべきじゃないか」って言ってましたけれども、ある医学部の先生が、「弁護士さんが『もっと広く』と言っているのだから、まあいいでしょう」というふうになされて、15万とか30万とか低くなった。

例えば、熊本の1次訴訟、新潟の1次訴訟のころからの物価スライドで計算すれば、ずいぶん高くなるんだと思います。あのころ、医者大学の給料が12,800円のころに、新潟では1千万円からの要求が通ったんですけど、今はそれを10倍20倍にするはずなのを、それより遥かに低い金額で、企業と政府は抑えようとしている。それにすぎりついて、なんとか入れてもらおうという患者が切ない努力をしているような感じがして、しょうがない。「犯罪者に対して、支払うべきものを支払ってもらおう」そういう考え方を出来ないんだろうかと。よろしくお願ひしたい。

花田 昌宣：

上村好男さんが来ておられます。上村智子さんという胎児性水俣病の患者さんのお父さん。智子さんは21歳で亡くなりましたけど、上村好男さんは最初の裁判からずっと闘って、今日でも、こういう集まりに出て来られる、貴重な生き証人です。海外から色んな方が来ると、上村さんにお世話にもなっています。

上村さんから発言なり、あるいは自分の生き様なり、一言お言葉をいただければと思います。

上村 好男：

互助会の上村でございます。私の子供は、1956（昭和31）年の6月に生まれまして、胎児

性というのは、当時は奇病とか、伝染病とか、恐れられていた時代でございます。まだ水銀の影響とか何とか、耳に入らない時代で、家族の中でまた発病すれば、「お前のがうつったんだ」と多くの方が言う、そういうようなことで、いろいろ流れていく中で、チッソの確約書というのが出てくるわけです。これに印鑑を付きなさいと。それが、チッソの戦略だったと思うんですけども、それを拒否して立ち上がったのでございます。

そうした折に市民会議の支援を受けまして、先ほど亡くなられました日吉先生あたりが指導されて、その後、告発とか、多くの方々が支援をされました。また裁判途中は、チッソの第一労働組合、今発言されました山下さん達の組合が支援してくださったお陰で、勝利に至ったということが現実でございます。

カナダの女性の方に質問いたします。水俣病資料館に行かれたということですが、その下の広場のあたりに駐車場とか運動場がございますけれども、その説明は受けられたのでしょうか。あの下は水銀のドベ（汚泥）なんですよ。そこを隠して、「きれいな公園ですよ」というような説明だろうと思うんです。多くの方に、あそこは埋め立て地なんだということを知ってもらいたいということでございます。

ジュディ ダ シルバ：

私は、水俣には3回参っておりますが、1回目に来た時に、資料館に行って、この下は水銀汚泥、水銀を含んだ汚泥が埋め立てられた、埋められているということは聞いております。また昨日も、再度この下にはメチル水銀が何の処理もされずに埋められているんだということを知っております。

谷 洋一：

水俣病の互助会で事務局しております谷です。今、佐藤さん達が1,600万円の一律の補償を請求して、チッソ・国・県を相手にして国家賠償請求訴訟を起こしています。その根拠になっているのは、水俣病に認定された患者に支払われる補償金の金額が、水俣の場合には1,600万、新潟の場合には1,000万ということです。被害者としてきちんと認定をして、補償を払えということを要求しています。

ただ、これは1973（昭和48）年に決まった協定書ですから、物価スライド方式で計算しなおすと、5,000万円の補償を払えというのが本来です。上村さんがお話になりました胎児性の水俣病患者の方とか、非常に重症の被害を受けた人たちについて、今の視点で評価すれば2億とか3億の補償をもらっても全然不思議ではない。そういう要求をするべきだったのではないか、というふうに正直思います。

公害被害、環境被害には、加害者がいるわけで、加害者に対する制裁的な慰謝料という考え方が、アメリカの裁判なんかでは、たくさん出ています。日本ではそれをまだ勝ち取れていません。ですから、韓国の加湿器の問題も含めて、カナダもそうですけども、企業が極めて悪質な犯罪行為を働いた結果によって事件が起り、被害者が生み出されているわけで、

被害者に対する過失的な、制裁的な慰謝料といったものがきちんと請求されるべきだと思います。これは中国についても、本来なら国が率先してそういう企業に対して制裁的な慰謝料を課すと。そして、被害者の暮らしが安定して、医療が受けられるなどしなければならない。

それから、もう一つ、環境被害の復元について、水俣湾の問題であります。水俣湾の埋め立て地は、極めて不十分な環境保全事業で、水銀の上にただ泥を被せただけの工事です。水俣湾がきれいになったというふうには勘違いされないようにしてください。不知火海の魚でも、魚種によりますけど、基準値を超える魚はまだいます。残念ながら、完全な意味では、まだ環境復元がされている状況にない、ということを考えてみていただけたらと思います。

パク ドンウク（放送通信大学環境保健学科）：

私は韓国から来ました、韓国で毒性学・疫学を研究している者です。水俣には初めて来ました。この原因究明をするという皆さんの思い、60年を過ぎても認定闘争を行っている姿を見て、このような被害が再び発生しないように、という決意を新たにしました。そして、加湿器殺菌剤の原因究明をするにあたって、皆さんの闘いから力をいただきました。

今後について、補償については一人の洩れなく徹底していきたいと思いますけれども、その過程において、水銀中毒の予防のための運動について少しお聞きしたいと思います。

すでに海は汚染され、メチル水銀による被害の発生がありました。ガイドラインを作って妊婦の摂取について注意をする現状がありますが、ガイドライン以下であっても摂取すれば水銀中毒の症状を呈するという中で、我々はアプローチの仕方を変えていかなければいけないと思います。モニタリングをして、ガイドラインを強化するという方法もあるでしょう。しかし、化石燃料を消費することによって、全世界で水銀が排出されています。ですから、この化石燃料の使用自体を考えなければいけないと思います。大気汚染について、ヨーロッパは2030年までにガソリン、ディーゼル車の使用中止を言っています。

もう一回言いますが、化石燃料を減らすことによって、水銀の排出を積極的になくすというアプローチの仕方を、水俣にかかわる人たち、学者の人たちは提言すべきだと思います。水俣で市民が参加した形で海の汚染を監視しています。このような市民の積極的な取り組みとともに、専門家はこのような汚染源を積極的に中止させるような提言をすべきだと思います。

花田 昌宣：

今のお話について私から一言コメントします。今の水俣湾にいる魚の水銀値についてです。日本の魚の水銀の規制値というのがありまして、これが0.4ppmですね。実はそれを超える魚が時々水俣湾の中にはいます。0.4ppmは、日常的に日本人が食べる魚の量として、これを超えてはいけないということです。ただこの数字は、世界的な水準からいうと、こんなに高い値でいいんだろうかとは思いますが。今日のドナ マーグラーさんのレポートだと、1か月に1回、あるいは1週間に1回食べたなら、これだけの症状が出ますという調査の結果が出

ている。にわかには信じがたいと、日本人の感覚では思います。

ですが、ドナ マーグラールさんのレポートは統計的な疫学調査に基づいてなされているので、日本で、あるいは水俣で、「0.4ppmの魚は食べていいんだ」と思っているということ自体が、たぶん、私も含めてマヒしてるんだろーと思えます。

先ほど出た、石炭火力を始めとする、水銀の排出に関しては、国際水銀条約の中ですでに語られているし、大事にしていかないといけない論点だろーと思えます。ただ、これは日本の火力発電所を抱えている地域で、住民運動で議論しているんですけども、石炭火力をなくしたい、その一方で、我々は福島原発事故を経験している。原発を全部なくする、そして、自然エネルギーに基づく電力を賄うまでには、やっぱりタイムスパンがある。だから石炭火力はどうするのか、っていう議論があって、答えはまだないです。

ということで、北からいきますか、新潟。そして韓国、中国、カナダ、最後に水俣、佐藤さん。

萩野 直路：

実は日本海の魚でも、1 ppmを超える魚たまに出てくるんです。オープンにはなってない話なんです。日本は水銀農薬をかつて使ってましたので、かなりの大量の水銀が田んぼとかにたくさん使われています。なので日本は、水銀の負荷量がたぶん世界中で極めて多い地域だと思われま。確かに今日、ドナ マーグラールさんの話を聞くと、本当にこう水銀をどう回収するかということについても、真剣に考えるべきところにきているのかと思えます。

ただ、日本において、特にメチル水銀中毒において今、課題となっているのは、認定されるべき患者さんが、水俣病である患者と認められていないということにあります。その中では、佐藤さんも私たちも、いわゆる水俣病の認定基準をいかに広げるかという裁判をやっています。そういう意味では、まだ入り口の入り口にしかすぎない。本来なら、一昨日、齋藤先生が報告したように、認定制度そのものがおかしいと思うんですが、今そもそも私たちが抱えている裁判は、その認定制度という法制度にのっとった裁判しかできない。その限界があります。

なので、少なくともメチル水銀を含んだ魚を食べて、手足の先ほど強い感覚障害、四肢の感覚障害があれば、本来水俣病と認めるべきだということを主張していくということと、もう一つは、その実態を深く調べて、手足の感覚障害がなくてもどんな症状が、問題がおきているのか。さらに、若い世代も含めてということが、これから研究されるべき課題だろうというふうに思えます。それは今日、韓国のお話、あるいはカナダのお話、そして中国のお話を聞いてあらためて思ったところです。

やはり、不公正を正すということを私たちの課題として、引き続き闘っていかなくちゃいけないということを強く感じました。

チェ イェヨン：

今回ここに韓国から社会学、医学、そして法学、それからマスコミの方が、各国から多様な学者たちが参加しています。それで、水俣学研究センターから何を学んで帰ろうかというのをずっと考えておりますし、ここに来る前から色々勉強をしてきました。加湿器殺菌剤問題、この惨事、大きな被害を起こしたこの問題をどう解決するか、どういう役割ができるか、ということを考えております。「加湿器殺菌剤惨事研究センター」、仮に言えばこういうセンターを作るのはどうかな、と考えています。

もう一つだけ、ぜひ言わせていただきたいと思ってるんですけど、水俣学研究センターが、専門家中心と言っていいかわかりませんが、被害者がセンターの「対象」じゃなくて、被害者がセンターに「参加」する。もう一步進んで言えば「主体」になる。そういう研究センターになるのはいかがでしょうか、ということです。

それから、もう一つ、東アジアの三大労災被害者のネットワークがあるんです。その延長上で今年の9月にソウルで大会があるんですね。今、準備をやっているところです。それで、中国の被害者、運動家、日本の水俣の被害者、運動家の方々が参加してくだされば幸いです。2006年の第1回フォーラムに参加して以降、13年ぶりに昨日、胎児性水俣病患者と会いました。坂本しのぶさんと対面して、息が詰まる思いをしました。1回目にもお会いしたんですが、この13年間忘れていたんですね、私の中で。水俣病を本で読むだけで、実際のことを忘れていたんだという思いをしました。その中で、被害者の方も一緒に、アジアでのフォーラムを作っていきたいなと思っています。

フォ ダイシャン：

私はこれまで2回水俣に来ています。それで今、水俣の関係者の方から提起のあった、あるいは加湿器の被害者の方から提起のあった損害賠償の問題については、中国ではまだ活動が出ていません。しかも環境汚染被害者という提起自体が、まだいろんな意見があって、学者の中でも定まっていません。

それとは別に、水俣学研究センターから学んだこととして、水俣病が発生し、問題の解決の過程で、研究者が中心になって水俣学というものを立ち上げたこと、これは私たちも大変関心を持っているところです。私もこれまで色んな研究を行って来て、色んな活動を能力の限りやってきました。ところが、例えば中国で行われる環境フォーラムを見ても、そういったその現場から非常にかげ離れた所で行っているのが事実です。こうした側面について、もっと努力をしていかなければいけないと思っています。

もう一つ、具体的な事例として、韓国の方から加湿器の殺菌剤の被害の問題が報告され、その中で「中国でも売っているんだよ」という情報をいただきました。これについては、私も報道の中で、加湿器に関してある細菌が問題になっているという報道を聞いたことがありますけれども、この殺菌剤の問題については今回初めて伺いました。帰国してから、こういった問題が本当はないのかどうか、調べてみたいと思いますし、もしあるようでしたら、

ぜひ一緒に追求をしていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

ジュディ ダ シルバ：

私の方から申し上げたいのは、人々のみならず、環境、そして人々の家族を痛めつけている、まあだいたい全部企業なんですけど、すぐさま閉じなければいけないぐらいの強い思いを持っています。私は今回もまたここに来て、よりはっきりと、今後私自身、何をしていくべきかが分かったような気がします。

今、世界では、日本でもですけれども、原子力発電という問題も抱えていますし、色々な細菌やウイルスを間違った使い方をすることで、自然本来の木や水や空気や、そしてまた鉱物も含め、そういうものの誤った使い方をしていると思います。ここに集まった私たちは同じ運命、間違った使い方をすることでもたらされた運命に苦しんでいます。発達してきた産業のために、私たちは病になり、そして苦しんでいます。こういう状況で、何が必要かと考えた時には、団結をしなければいけない。私たち苦しんでいる者たちが、団結して、共に助け合いをしていくことが、本当に大事だと思います。

1975年に、原田先生、そして齋藤先生に、日本から来ていただきました。そしてグラッシーナロウズの人たちが、これから何をし続けていくかについて、日本の先生方はその時からすでに力を与えて下さっていたんですね。私たちはここに来て、その日本の先生方がもたらした力、その種をここでいただいて、それをグラッシーに持って帰って、撒いていかなければなりません。私の娘は今回、「水俣の海から海水を少し持って帰りたい。それをいつまでも思い起こすものとして大切にしていきたい」と言っております。

先生方が1975年にグラッシーに来られた時ですが、実はカナダの国のシステムそのものが、先生方を専門家と認めることをしなかったんですね。あの時に、カナダが専門家として原田先生たちを認めてさえいけば、もっと状況が変わっていたと思います。そして今、50年経って、マーグラ教授がやっと水銀に影響を受けたことについて、様々な専門的な研究をしながら色々なことを調べておられますけれども、日本の方々がカナダに来てくださったことで、種を撒かれて、それがやっと実を結び始めている、そういう感想を持っています。

佐藤 英樹：

色々な国の人たちの声を聞き、国家というのは、本当に自分たちの都合のいい事ばかりだなと思います。水俣病は、なぜ半世紀以上経っても終わらないかということですね。それは、国が被害者に対して、きちんと調査をしない、何もしない、被害者に向き合っていないということ。被害者の声を聞き、それに合った償いや補償、それに対してきちんと対応することが大事じゃないかと思います。本当に、いろんな人たちと、こういう場で会えて嬉しかったです。

花田 昌宣：

佐藤さん、ありがとうございました。今の言葉で、まとめになるかと思います。あらためて被害住民に誰が寄り添っているのか、被害住民の声を誰が聞いているのか、考えていかないといけない。先ほどのジュディさんの話を聞いて思いました。

それぞれの話を聞いて思いました。空は一つ、地球も一つ。繋がっています。そして私たちそれぞれも一つに繋がっていく。そういった事を繰り返していきたい。そういった場に、この水俣の地がなるとすれば、幸いに思います。

折角ここで知り合いました。皆さん中国に行く、カナダに行く、お互いに交流をして、あらためてこういった公害問題や被害が起きないような地球を作っていきたいと思います。あらためて皆さん方にお礼申し上げます。